

特定建設工事共同企業体(特定JV)の取扱いについて

当局が発注する建設工事において、建築一式工事又は土木一式工事で政府調達協定基準額以上10億円未満のものについては単体での参加を原則としてきましたが、令和5年度以降、特定JVによる参加も認めることとしましたのでお知らせします。

(対象工事)

政府調達協定基準額以上10億円未満の建築一式工事又は土木一式工事のうち、当該工事の確実かつ円滑な施工を図る必要がある工事等

(措置概要)

○構成員に求める要件を次のとおりとします。

特定JVの代表者は経営事項評価数値が1,000点以上、その他の構成員は総合審査数値990点以上(Aランク)。

適用時期

令和5年7月以降に入札公告に付す建設工事から適用します。

その他

詳細については、各工事の「入札公告」及び「競争参加者の資格に関する公示」をご覧ください。

北海道防衛局 総務部 契約課

電話番号:011(272)7513